| | |
|---|---|
| 綿実 | 0.3ppm |
| 茶 | 50ppm |
| 牛の筋肉 | 0.01ppm |
| 豚の筋肉 | 0.01ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 | 0.01ppm |
| 牛の脂肪 | 0.01ppm |
| 豚の脂肪 | 0.01ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 | 0.01ppm |
| 牛の肝臓 | 0.01ppm |
| 豚の肝臓 | 0.01ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 | 0.01ppm |
| 牛の腎臓 | 0.01ppm |
| 豚の腎臓 | 0.01ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 | 0.01ppm |
| 牛の食用部分 | 0.01ppm |
| 豚の食用部分 | 0.01ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 | 0.01ppm |
| 乳 | 0.01ppm |
| 魚介類 | 0.05ppm |

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の⑴の表のメタアルデヒドの項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| メタフルミゾン | |
| はくさい | 10ppm |
| キャベツ | 5ppm |

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の⑴の表のモリネートの項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ヨウ化メチル | |
| トマト | 0.05ppm |
| メロン類果実 | 0.05ppm |
| くり | 0.5ppm |

**○農林水産省告示第千三百七十六号**

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十一年九月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　五〇、五八〇円

適用期間　平成二十一年十月一日から十二月三十一日まで

**○農林水産省告示第千三百七十七号**

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号ハの規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該農林水産大臣の定める額及びその適用期間を告示する。

平成二十一年九月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

農林水産大臣の定める額　一、〇〇〇キログラムにつき　二、三七九円

適用期間　平成二十一年十月一日から十二月三十一日まで

**○農林水産省告示第千三百七十八号**

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十一条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を次のように定めたので、同条第六項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成二十一年九月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一〇七、七〇九円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、一二九円

適用期間　平成二十一年十月一日から十二月三十一日まで

**○農林水産省告示第千三百七十九号**

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十二条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖平均供給価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖平均供給価格及びその適用期間を告示する。

平成二十一年九月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一〇七、八三五円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、一三五円

適用期間　平成二十一年十月一日から十二月三十一日まで

**○農林水産省告示第千三百八十号**

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十八条第一項の規定に基づき、でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十一年九月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　四六、〇九〇円

適用期間　平成二十一年十月一日から十二月三十一日まで

**○農林水産省告示第千三百八十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　東京都あきる野市乙津字中山八八五（次の図に示す部分に限る。）、西多摩郡奥多摩町川野字柿木くぼ一九三一のイ、留浦字長久保一三〇二のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びにあきる野市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百八十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆